

神護寺文書

(一)

一 源賴朝寄進狀 (壽永三、四、八)

寄進 神護寺領事

在、丹波國宇都庄壹處者

右件庄者、相傳之所領也、而殊爲興隆佛法、限永代、所寄進彼寺領也、田畠地利并万雜公事、併以宛傳法料畢、然者更不可有他妨、仍寄進如件、

壽永三年四月八日

前右兵衛佐源朝臣(賴朝花押)

二 源賴朝下文 (元曆元、六)

(賴朝花押)

下 紀伊國神野眞國庄

可令早如舊、爲宰相中將家領、進退領掌事

右件庄者、彼家相傳私領也、而頃年天下不靜之間、字丹生屋八郎光治、寄事於左右、無指證據、令押妨云々、縱有由緒者、可令經院奏之處、恣致濫妨之旨、有其聞、就中件光治、非指奉公勳功者、暗施私威之條、次第所行、其以不當也、其上件庄、被寄進高雄山畢、早停止濫妨、如本可令領掌之狀如件、以下、

元曆元年六月 日

三 源賴朝書狀 (一、四、四)

(端裏書) 「かまくら [] 御ふ、ミ 若狭西津」

(賴朝花押)

若狭國西津へ、たかをの御領にてあむなるなり、それをやうくにいひて、百姓なとあむとせぬよし申すなり、藤内朝宗へ、これよりおほせなとかふらぬ、ひか

事などトすへからず、いなむしとかやいふものゝ、さやうにあんなる、とむへきなり、あなかしこく、

四月四日

(冥繼目に花押半分見ゆ)

四 源頼朝書狀 (壽永三、四、八)

(包帯上書か) 「文覺聖人御房

頼朝

此庄者、相傳之所候、而日來平家知行之間、人領多以押入候云々、頼朝(マ)之時、又其定候ハ、平家之僻事を可直之儀にハ不候歟、然者人の數も不便候、只如本々庄許ヲ、高雄ニハ御沙汰候へき也、人之煩を不願して、そのまゝにてハ、え候ましきニ候と也、

四月八日

頼朝

〇₁ 「壽永三年」

五 源頼朝書狀 (一、二、廿四)

(端裏書) 「灌頂用途事右大將家御書」

灌頂用途、可沙汰進之由、雖下知政所候、悉以不足之

間、于今遅々、然而粗沙汰出、令進之由、令申候、謹言、

二月廿五日

惠眼御房

(貼帯、包帯を切斷して貼付せるものか)

「惠眼御房

頼朝

六 平政子書狀 (正治元、七、廿五)

(貼帯) 「尼將軍御筆」

御文たしかにうけたまはり候ぬ、もとさ候ましきことならばこそハ、世中ならひに候、おとろくへからぬことに候、かやうの事の候へはこそ、心もよくもなることに候へ、いたくおもふこと候はぬも、かへりておそれあることに候、

佛道のなれといのることはかりこそ候へく候へ、は、かなけきはあさからぬことに候、なくさむへしもみえ候はず、あやうきほとに候、

七月廿五日

○以上六通は頼朝政子文書として、一卷になつて居たので、現状に従つた。

七 文覺書狀案（文治二一建久二、六、十八）

橘判官殿へ、君の御いとをしみの人にておはしまし候へ、
あにおととも、おやともたのみまいらせて候に、あ
にか妻をまきとりて候へ、おやをまく定そと、ゐなか
せかいにも申候しに、君のおんいとおしみおはしまさん
入へ、よもさはおはしまさしと、おもひ候しかとも、た
いまは、一定さ候けりとおほへ候なり、播磨國大田御庄と
申候へ、君の御領に候、高雄御庄ニ福井庄も君の御領に
は候はずや、大田御庄の内池の候へ、福井御庄の田をや
しないで、四百餘歳ニなりて候を、件の池をほして、わ
つかに田四五丁つくらんとて、福井庄の田百七十餘丁千
損候へ、これハ橘判官殿御道理□て候か、御庄藺をしろ
しめさんする人の御訴には候はずや、一日路をも人の御
領の中をもほりかけて、水をとる事へ、つねのならひに

候、わつかに田四五丁をつくらんとて、福井庄の田百七
十餘丁をうしなはれて、高雄をもつくり候ましきは、こ
れハよき事に候か、

あにか妻を、まきとりけるも、ことわりや、福井の
水をぬすむとおもへへ、

このよし、御所ニ申上てたひおはしませ、貴殿ハいゑの
子にておはしませは、申上てたひおはしませなんへおも
ひ候て、申候に候、

六月十八日

文 覺

馬權頭殿

八 左衛門尉定康書狀

（文治二一建久二、六、十九）

昨日御返事、今朝拜見候者也、抑件原池相論事、度々自
兩御庄福井大田解狀進候了、而共爲、御領之上、子細暗難察
候之間、今年又件池内、先日訴申之外、又此中堤を被切
壞由、又大田より其訴候、又自福井同申上候、如此之間、
其恐不少候故、所詮兩庄官等、令參上、被決左右候者、

宜候之由、令申候之處、此仰之趣、凡恐惶不少候、早企參上可申披候之處、此間所勞候之間、且捧愚札、尙以恐思給候事也、

兼又古川溝事者、依先度仰、不堀通當御庄内、尙十餘町を置て堀止候之由、承及候者也、

實兩庄、君御領候者、自今以後者、百姓等訴訟候と云、更不可致沙汰候、每事今明之間、故企參上、可申承候、恐々謹言、

六月十九日

左衛門尉定康

謹上 文覺御房

〔^〇消息到來六月十九日〕

〔^〇福井庄〕

九 文覺書狀案（一、五、二）

桂供御人等解狀、畏以給預候了、

抑吉富庄、自後白河院、令寄進神護寺御之時、爲御菩提、於庄内鷄飼者、可令停止之由、蒙仰候て、令制止鷄飼候也、川關へ國領に候、仍不能制止候、供御人等、寄於事

於左右、猥令訴申候歟、任後白河院治定旨、庄内飼場許へ、令加制止候也、其外國中飼場、文覺か不能進止候也、且可有御遺迹候也、以此趣、可令奏達給候、恐惶謹言、

五月一日

文 覺

一〇 後白河院神護寺御幸記（行慈筆）

（文治六、二、十六）

〔^〇後白河院法皇當寺御幸記、上覺上人御自筆〕

〔^〇端裏書〕「高雄御幸事」

正月十六日、當寺御幸、

二月也

御共人々、別可注、

御 儲

供 御、御寺沙汰、

殿上齋、智月房、吉富新庄井川上庄預所役、

北面齋、覺文房、福井庄預所役、

者、力齋、乘智房、吉富本庄預所役、

雜人料破子七百合、足守庄西津庄所課五百合、

并御寺沙汰二百合

御幸午時、直御堂參詣、上人文覺取箒掃御堂之庭、法皇
 舍咲御覽、連入禮堂、着御座、暫時相具上人并兵衛介某
 丁、入御堂内陳、御帳カキアケテ、令拜本佛御、内陳役
 人、性圓、道海、定信、永眞、行俊、定喜、定圓也、拜
 禮之後、法皇自火打テ、燈爐令燃付御、兵衛介某丁、賜
 火燃付、以此火、爲常燈、爲傳未來際、付不斷香、并納
 涼殿燈爐燃付、當日本堂長日供養法、所被始也也、諸堂
 參拜之後、於御所供御ナル、申時、還御、次日女房參
 詣、(後 欠)

一一 高辨(二成辨)書狀(元久二、九、十九)

仰之旨委承候了、
 愚身如物狂候之間、今ハ奉被思捨事にてや候覽と、心細
 く覺候之處、蒙如此仰候之條、誠哀歎難抑候、抑此十樂
 の文を見候に、悲涙難禁候、昔、御教訓之音、纒留耳底
 之様に思候、此中殊無性體、耳切法師にてあれといふ仰、
 殊以悅思給候、深可存其旨候、今度の便にも、企參詣、
 可奉拜恩顔候之處、以夜續日、此義林房等に、花嚴章疏

一遍よみわたさせ候はんと存候て、しかけて候之間、今
 二年許かくて候は、やと思候也、御意にもそれをソ、う
 れしく思召候覽と存候、相構て明後年にしはて候はんと、
 結解仕て候に候、此世間、如電光朝露候之上、一身又流
 浪相續之間、于今不果所願候、日夜に憂愁無極候、定て
 思召出候覽、御山騷動之申間にも、いかにも令成給て候は
 ん時も、東大寺之邊に住候て、此學文の果を遂候はん
 御報恩と存候はんと申候き、此事を遂候ひなん以後、聖
 教ヲモ義林房等に申付候て、御邊にも給仕し候ひ、又紀
 洲の山中にも乞食なんとして候は、やと思候、先年紀洲
 山中に居住仕候て、所願ヲ遂はやと思候しも、地頭騷動
 に依て、罷出候了、かやうに流浪仕之間、連日累月て、
 既ニ卅三才に罷成候了、自今以後ヲ勵候て、早々可終功
 候、一宗大疏之内、探玄記廿卷、大疏卅卷新經疏、演義
 抄四十卷、判定記卅卷、真元疏十卷、已上百三十卷之内、
 これを一遍此義林房等に、よませ候はんと結構して候か、
 年來ハ、或ハ俱舎の學文といひ、或いとまなく候て、未
 終功候、探玄記一部ハ、既に功終候了、又演義抄廿餘卷、

大疏少々、料簡了、刊定記、貞元疏等、全分未懸手候、
五教章等ノ別章ハ年來相傳仕て候也、

凡師にも同行にも、思様に隨逐しまいらする事不候、修
學二道之果、又難成候へハ、かやうなる物の、身ヲモ投
てしぬるにこそ候めれ、一人にも目ヲみあはせ、忽ヲモわ
らひて、可向事にも候はねハ、たゞふかくたのもしく思
候事ハ、常在靈山の文に思ヲカケテ、天竺なんとに向て
壽ヲモステハヤトソ思候へとん、不覺之身難叶候、身命
ヲ思切ラム日ハ、所作ハヲ、ク候ひけなれとん、不覺人
ノ前にハし事もなき様にて罷過候、心うく候、玄照法師
の事ヲ申候に、恨生不遇聖、幸親遺跡ヌ、又云、掛想祇
蘭、背令府而出流沙、踐鐵門而登雪嶺ヌ、

如此事等ヲ見候に、哀に思候、かやうの先徳等ハ、處ハ
大國ニ處シ、代ハ聖代ニうまれて、佛道修行も心にまか
せたりしかとん、如來の聖跡に思ヲかけて、身ヲ捨給ケ
ム事あはれに思候、武者ハ終ヲハいゑに、しぬるとかや
申候様に、修學二道の果難成候は、たゞ釋尊の名號なん
と念し、一經一眞言に思ヲかけ候て、流沙葱嶺とかやに

も向てしなはやなんと思候事のみ候、一念も人にまし
わり候らんとも不存候、それヲ高家にてかくても候に候、
さハ候へとん、人よりも命もおしく、人ヨリモ不覺に候
へハ、他人ハし候とん、成辨ハえしかけも不候、たゞ万
事あはれにあちきなく候まゝに、つらく思ゐて候事ヲ
申上候許に候、此學文の事遂候て、生々世々の思出と存
候はん、これヲたにも遂候ひなは、唯以一大事因縁存出
現於世、所謂開示悟入佛知見等云々、或又若能如是經□
人見眞佛等云云、誠に教法の値遇ハ、眞の在世なれハ、
如來滅後の恨ヲモヤスメ、父母師長の恩徳ヲモ報したて
まつらんと存し候に候、此十樂文、徹文殊大智之底、極
普賢行願之源、與十盡句符合、與四弘願相應、永納經袋
之底、擬頸下之重寶候了、成辨恐々謹言、

九月十九日

僧成辨上

進上

一一 高辨書狀(一、二、九)

二月一日御札、同九日令拜見候了、御違例、御滅氣不候之

條、返々敷入候、御菴室御造營事、返々爲悅候、令言上候し河内邊修行候は、必々下向仕候テ、御草菴をも、可令拜候、御性體三面、慳八幡へ申送候テ、上光房に手渡仕候了、今月六日上光房に奉申付候し者、不審之處、蒙仰候、返々悅入候也、恐々謹言、

即時

高 辨

一三 高辨書狀（一、九、九）

畏以言上

御小袖一領、御衣、又御袷袴、帶一、謹以進上之、先度賜御札候也、御報者、慳以令進上候き、今ハ經御覽候歟、以此之由、可令人見參給候、高辨恐々謹言、

九月九日

高 辨

上光御房

一四 宗全書狀（貞應二？、正、三）

年首御吉慶、今朝自是言上候了、

抑御堂供養之間事、謹承候了、早可致其沙汰候也、彼岸

中、實尤可然候、御佛ハ古佛にて御候へハ、且被奉安置候事、更不可苦候歟、且ハ東大寺御供養、近吉例候歟、成功人未尋出候へハ、漸々功人を可被付候也、日次注文、同給候了、以此旨、可申入候也、是ハ内裏并院御方、女院御方などの御忌日ハ、被除候や覽、尤不審思給候、又日次事者、以此趣、可伺御氣色候也、恐々謹言、

正月三日

宗 全

一五 宗全書狀（貞應二？、正、六）

高稚御供養之間事、申入候了、即御氣色之趣等、可申之旨、相存候て、冷泉へ罷向候之處、空罷歸候了、御登山一定何日可候哉、明日なとにて可候は、其次御□へ、可有御渡候也、不然者、隨仰可參上候也、彼供養、無爲ニ被遂行□、返々目出事也、且□氣色候也、委細□昏上候、恐々謹言、

正月六日

宗 全

一六 宗全書狀（貞應二？、正、九）

十三日、可罷登之由、存候之處、來十五日、女院御所へ供御を令調進^レ之^レ間、其間事ニ可見給事候て、延引候了、十六日可罷登候也、且便宜之時者、其由お御房へも可令申給候、恐々謹言、

正月九日

宗 全

一七 道忠書狀（貞應二？、正？、廿四）

腹中聊安堵候事、付痛所、兩三ノ所、加炙候驗敷と存候也、

此所勞、腹病者、聊落居様に候へとん、無力羸弱、逐日倍增候、彌其馮少罷成候也、如此被懸御意候、哀覺候、良藥一裏、拜領候了、猶々苦痛なと出來候者、可令服候、御堂供養、又十七日之儀ニ付、惣別尤神妙承候、事々止候了、恐慎謹言、

正月廿四日

道 忠

一八 宗全書狀（貞應二、六、二）

唐本孔雀經一部^{上中}下、懺奉請之、早可令返納高麗寺給者

也、被出山内事、不輒敷之由、承候之處、恩借返々本意候、々々々、且此旨、可令傳給敷、大師御舊跡、近隣深運歸依之思、此春可被供養之由、悅思給之處、法皇御事、不能左右、悲歎不少候、彼上人當時被住山乎、何様令聞給乎、委曲期面之狀、如件、

六月二日

宗 全

已講御房

（切封）

佐已講御房

宗 全

一九 宗全書狀（貞應三？、正、二）

（端裏）「（捻封）深勝御房

宗 全

鳥伏沙汰ハ切候了、然者、今日にても罷登由、存候之處、上覺御房御登山日を承候て、可罷登之由存候て、尋申候了、いかさまにも、二日にて候はすハ、三日ハ一定可罷登候也、而人夫五人許、可罷入候に、平岡人夫被催儲候て、三日朝、おたきへ可遣候也、謹言、

正月二日

宗 全

二〇 行 慈 書 狀 (年月日缺)

未時計、可參入候、法眼御房、以此旨、可令申給候也、
謹言、

(捻封) 深勝御房

行 慈
行 慈

二一 高 辨 書 狀 (年月日缺)

假染に立出候之間、御札候けり、只今還入候テ、拜御札
候、從此罷他所候テ、ひるつけて可入寺之由、存候之處、
此仰候へは、先只今令參上候也、可令申此由給候、

二二 行 慈 書 狀 (年月日缺)

明惠房、可被來由、申て候、夕方しつかに、法眼御房、
見參に可罷入候也、

(捻封) 深勝御房

行 慈
行 慈

二三 行 慈 書 狀 (一、一、廿五)

大柑子十果、進上之、今日可罷入法眼御房見參之由、令
存候處、聊勞事出來て候間、明日可參入候也、

廿五日
深勝御房

二四 行 慈 書 狀 (年月日缺)

持田馬五疋候、皆にくらにて候、それに候らむ口
付に、草かりもたせて、可令出給候也、

明日一定可下向候、今一度經聽聞したく候に、辨公御房、
今夕可令出給由、可令傳申給候也、奉乘馬て、御房の令
出給候はんに、相具ておはしますへし、このかたひら、
勝月房に可令奉渡給候也、知法房之料也、

持田文書白箱、返進之、深勝房、(後 欠)

二五 行 慈 (證圖) 書 狀 (年月日缺)

武藏守返事、つゝら之はこにいらて候、とりてたふへく

候、持田庄も散々になりて候、にをかはの馬とられ候事、不可然候也、

(捻封) 勝月御房

證 四

二六 覺觀書狀(貞應三?、五、廿六)

態令申候、國守護所者、可令停止國中狼籍給御憲法御使也、而靜川與持田塚相論事、自去年八月比出來、高尾別當宗全僧都、申宮僧正御房云、被召合兩方證文等、可停止高野僻事之由、訴申聞、於長者御房、互備官省宣旨等證文之處、爲高野道理之間、至高尾申狀不叶、其上又自高尾方、經奏聞、偏證悟一人結構之由、令掠申聞、長者御房、松殿法印御房、以寺家陳狀、備證文、令奏聞御之間、高尾切々雖訴申、爲高野道理之間、近日可有勅許折節、宗光罷下關東、此程朝家大沙汰、松殿禪定殿下御沙汰にて、被經奏聞程事を、證悟一人結構之由を、掠申候て、賜御下文條、尤宗光關東をあさむきまいらするとか、難遁者也、長者御房法印御房、并御山之御使にて、近日關東へ令下向候也、而世間法沙汰切之間、爲寺使、天野神

人一兩、入置加納候處、無左右、不聞召子細、被擲取候條、無其謂候事歟、且又關東御下知狀云、糺所犯子細、可停止濫妨云云、未被糺候條、非御憲法沙汰候歟、且縱雖僻事、爲寺家領南部庄地頭職、如此事、不被觸御山、令擲取御條、且内大師明神々慮、難知候、且不似普通儀候、百千凡人のかたふけ失候はんと仕へ、不可說候、大師佛法へ、未來まで万代ニつづく御事候へへ、隱便沙汰こそよく候へ、若持田へ令打渡給之由、令風聞候、一定候者、參向仕て、此子細等も聞たく候へとも、さてのミすき候、宗光事、必しも御計容候へき事も候はず、雄奏狀云、持田庄者、伊都郡内也、靜川者、南賀郡内也、打定四至勝示、兩郡塚、國郡見知、無其隱、又自元高野モ、如此訴申候也、全指越南賀郡靜川庄、不打入伊都郡内持田、互申狀符合、其上へ、以何事、掠申候哉、尤道理へ無隱事ニ候へへ、朝家御沙汰にへ、高野尤有其謂之由、蒙仰候之處、下關東、横申籠條、豈可然候哉、下向之時へ、必々可令參左衛門殿館候也、恐々謹言、

五月廿六日

覺 觀

謹上 守護所殿

二七 行慈書狀（貞應三？、六、十六）

畏申候、

前々所令申候、神護寺領持田庄墾相論之事、依關東御教書并兩守殿御下知之狀、令落居候處、高野山住僧勝悟、相構種々謀計、猶存可致違亂議、可參向關東支度、令結構候也、當時在京候、而湯淺兵衛尉宗光、以此由、言上寺家、於京都、可遂對決之旨、所令申上候也、彼關東御教書狀云、早糺所犯子細、可令停止彼濫妨也、若背制法者、可被召進勝悟之身云々、仍寺家使者并宗光、召對彼勝悟法師於守殿御前、可被決兩方理非候也、種々證文等并寺解、相副關東御教書、前度令進上、所經御一見候也、對決之時、重可令持進候者也、當時勝悟法師、所遣紀州守護所許書狀一通、進上之、此狀一々不實明白候歟、不帶一紙證文、任自由構申條、可有御察事に候歟、令遂對決候者、謀計顯然可候也、此申狀不足言候、云神護寺、云高野山、同弘法大師御遺跡也、高野佛法と申候者、

大師御歸朝之時、神護寺御居住候て、所令弘傳天下給眞言教也、云寺、云佛、八幡大菩薩御願也、其上大師御居住以後、所奉安置佛像五大尊等、大師御自作佛像也、并九幅曼荼羅金泥、大師御自筆曼荼羅也、餘御遺跡、更以無之、此朝無變曼荼羅也、勝悟法師申狀、號大塔五佛、號大師佛法之條、有若亡申狀也、兩寺同御遺跡也、佛勝劣、不可及相論者也、佛御知見、道理之外、無他事候也、以此旨、可令申達守殿給之旨、於寺僧等、所令申候也、恐々謹言、

六月十六日

眞城御房

行 慈

二八 某書狀（貞應三？、六、廿八）

（端裏）「尋勝御房

（草名）」

平岡屋敷之内、於智月房舊跡者、可宛賜法橋俊賀之由、自淨覺御房、所被申候也、寺家宜令存其旨給候、且平岡沙汰人大進房眞通之許へ、以此趣、可令相觸給候、

兼又於平岡沙汰者、自去比、被仰付大進房候了、同可令存其旨給之由、別當僧都御房所候也、謹言、

六月廿八日

(草名)

尋勝御房

二九 眞遍書狀 (一、六、二)

○本幣

先日所令言上候、折幣間事、未承御返事候條、極恐入候也、可然様、令申入給、分明御返事、可申預由、存候也、

眞遍恐惶謹言、

六月二日

眞遍

深勝御房

○禮幣

深勝御房 (切封)

眞遍

三〇 行慈書狀 (年月日缺)

(端裏) 「深勝御房

行慈」

宰相阿闍梨御許へ、味會一斗つかはすへ候、それへつ

かはす味會を、勝月房とりかはされ候なり、味會桶つかはされ候には、味會一桶に五升つゝ入て、くたしつかはさるへ候、大豆いてきて候へは、大豆運上すへ候へは、それにての味會は、つくられ候なん、御房へも大豆五斗はまゐるへ候也、

三一 行慈書狀 (貞應三、七、十二)

何事候哉、

抑上人御房御忌日料、持田より白米一石、能米一石、來十八日に御寺へ可令沙汰進由、下知候也、定令運上候歟、但二石之外、若米一石候者、住月房許へ五斗、眞乘房に三斗、大夫阿闍梨御房二斗、可分遣候也、此文者、兼て持田へ遣候也、明後日十三日、常住法師を可令參候へは、每事令申候也、謹言、

七月十一日

行慈

深勝御房

三二 行慈書狀 (貞應三、七、十二)

○本幣

何事候覽、廿一日御忌日料米二石、可令沙汰進之由、持田庄へ、下知して候へ、定て令運上候歟、但此外一石米候者、住月房五斗、眞乘房三斗、大夫阿闍梨御許へ二斗、可分遣候也、北房に候しらはこの内二合、北谷とかきつけ候、うらに大事書とかきて候、持田夫にもたせて、付此法師、可下給候也、さては不食氣不減候間、起居不輒候、壽限相待朝暮候也、雖然存命し候は、付冷氣、九月許可上洛候也、但今度へ上洛して候とも、但隠者にて、門ふたき候て、龍遊房等不可見參候也、謹言、

七月十二日

行 慈

深勝 御房

○禮幣

(裏切封)

遂申

寺中沙汰口入者、可停止候、内々禪師御房、私見參なんとは、つかまつるへく候、この書夜かきて候間、御覽しにくく候はんす覽、

○註 此の禮紙は本紙と離れてゐたが、今假に合せて一通とした。

三三 宗 全 書 狀 (年月日缺)

合短十切、慥給候了、抑來廿一日御忌日之間事、自是重申候了、聊不審事候て、且尋申候了、件狀へ今夕明旦之間、定參着候歟、足守麥無相違運上候覽、尤神妙候、平等、
(後 欠)

三四 宗 全 書 狀 (年月日缺)

(端裏) 「 (切封) 宗 全」

此御立文、可被止候也、深山中、白麻極難得候

歟、京中猶以盡御事等候也

委承候了、福井麥事へ、常任人々、とりての事お申候也、又廿一日御忌日事、可相計候、今日爲方違、罷行事候へ、其次法橋圓乘房等にも、可申合候也、實壬月佛聖等事、無足候はん事、極大事候歟、恐々謹言、

乃 刻 宗 全

三五 宗 全書狀 (貞應三、後七、六)

壬七月十六日

宗 全

(端裏) 「深勝御房」

宗 全

深勝御房

宗 全

今日可登山之由、存候之程、皇后宮御祈之間事、沙汰候

三七 行 慈書狀 (貞應三、後七、廿二)

とて、俄指合候て、延引候了、爲御不審、申候也、恐々謹言、

後七月六日

宗 全

三六 宗 全書狀 (貞應三、壬七、十七)

何事候らむ、來八月下旬之比、可上浴之由、令存候也、福井足守より早米運上して候は、少々可令儲給候也、持田に得田十二丁とぞ申て候しかとも、其後早敷數日候しかは、それも減して候らむと存候、上光房關東下向糧料に運上五石、殘にて、此間塔材木運上すべく候、時料候はんを、それより被告仰候はんを相待候て、上浴之議をは可存候、當國飢饉之體、存命之類は、すくハぬとみえ候、關東下向之間事等、定て上光房被申候歟、謹言、

後七月廿二日 行 慈

深勝御房

行 慈

明日人夫、夕可罷入事等候に、不指合折節候者、^(人)人催集、此おたぎの房へ、如法早且給候哉、地引料にて候へハ、鋤等可令持候也、兼又此房ニ、木柴十丈許結候はん^(人)と存候に、さも候ぬへくハ御沙汰候哉、但五丈ハ黒木、今五丈柴木の^(人)候なん、閑所にて候へハ、或貴人、御方違のためニ、可有入御之由、承候間、如此結構候也、木柴ハ、今月下旬比なとにて候なん、每事不無骨様ニ、可有御計候也、明日ハ人夫ハ人数殊大切候也、恐々謹言、

深勝御房

行 慈

三八 行 慈書狀禮昏書 (年月日缺)

遂申

(裏切封)

持田早米十石、今月晦日比に、かちに、わたのへまてはこはせて、可運上候也、兼て可進使者候也、此米は、よも懈怠候はしと存候也、

三九 宗全書狀禮昏書(年月日缺)

(裏切封)

逐申候

世上無爲之由、聞候へは、神妙候、炎旱事、國土之歎、不可申盡候、不便に見給候、高雄事、當時向後をたしき様に候はん事、返々所庶幾候也、上光房被上浴候はん、神妙候、御上候之後、委可申候也、此御便申候こと、能ハ可計口入候、度々仰も様々歎之由、相存候、謹言、

四〇 行慈書狀(貞應三?、八、三)

○本帯

供僧注文進之、粗如此注て候へとも、僧都御房申て、相共に可令計沙汰給候也、物念之間、草案令進候、清書可候也、其上に御計候へし、別當分供僧、成就院分供僧等、

不入候、御寺に住しつきたる人は、一人もなく、他所供僧等、被入候事、無其詮候、房舎體、荒廢之時に、かはりたる事不候、當時供僧之依怙にて、たれも住しつへしと〆感もみえ候はず、其上に當年番匠作料未下、寶塔造營候へし、此供料も、纔半分下行にてそ候はんすらむ、此由を、僧都御房に、申させ給へく候、今兩三日候て、上光房上浴候はんすれば、每事可申候也、

八月三日

行 慈

深勝御房

○禮帯

遂申

成就院書狀、先加御一見、かみひねりに、ひねりところゆいて、つかはさるへく候也、

○注 此の禮紙は本紙と離れてゐたが、今假に合せて一通とした。

四一 行慈書狀(貞應三?、八、五)

○本帯

持田宿直人、のほり候便に申候、米十石、便船にさして

まいらせ候、内一石、義演房之許へ可遣候、五斗住月房、
眞乘房、五斗宰相阿闍梨、五斗余車力、此外七石、不足敷佛
性燈油に可被配分候敷、今月中旬之比、持田檢注すへく
候、圓法房、可被下向之由、可被觸申候、いとま十ヶ日
敷、龍蓮房、散々事等しちらされて候、取帳をたにて、
御寺へも不被進して、庄にすてをかれて候へハ、とかく
申にもをよはぬ事ともに候、万事をすて、檢注せらる
へく候也、十一日にこれをたちて、上光房可被上洛候、
毎事、其時可申候也、謹言、

八月五日

行 慈

○禮幣
(裏切封)
遂申

中風之氣、彌増候、付冷氣九月、可加療治之由存候、
若得減候者、十月許可上洛候也、禪師御房御返事、付
上光房、可令進候也、

○註 此の禮紙は本紙と離れてみたが、今假に合せて
一通とした。

四二 宗全(性禪)書狀(年月日缺)

(端裏) 「三位阿闍梨御房
(切封) 性 禪」

一日龍蓮房來臨事候き、其時侍從公事、被申候次
第など、返々淺猿覺候、毎事□體ハ、一分の慈悲
の心、まねかたありての□事候、其心はなれ候て
ハ、何事おいかに沙汰し候とても、大師、大菩薩、
故上人御房、上覺御房、御意ニハ、皆可違事、罷
成候敷と覺候、返々心うろかなしく候也、

昨日兩度御札御返事、今朝申候了、

抑供僧等事ハ、今度上光房上洛之時、被定候了、自是所
注進折帟旨、大體不違候、其中少々事等ぞ、被注進候也、
又被略事も候也、兼又平岡田之間事は、寺僧以下夏衆等、
令敷申候しかは、今年許は、先とかくの子細候はてこそ
ハ候はめと存候之處、一日龍蓮房并今度上光房、(後 欠)

四三 宗全書狀(貞應三?、九、八)

事、不可然存候也、彼經營ハ、此庄運上物候はず
とん、さすかに不可闕如候敷之由、存候也、是守

庄の、かやうに間候に付ても、今一日も御寺事、よくくしたくめたくこそ存候へ、各領家分とて候ととも、いかさまにもく、御寺へ運上すべく候はん程の米おへ、運上しての上事候敷、如此事等、且可令察給候、構く心おはけまし、人おもすゝめて、此御寺事、沙汰しつめて、諸事落居して、おたしくて候はやと、日々夜々に、被念願候也、謹言、

九月八日 宗 全

松茸如員數給候了、返々爲悦候、く、今年他所にも、一切に不生之由、承候也、平岡よりへ不思議候、く、最少分、一兩度や覽候しと覺候也、

抑足守庄之間事、或人出所望之由、承候間、驚入候也、仍女院御所申入候了、兼又法橋か書狀、不給候也、被取落候敷、尤不審候、又福井早米、運上候なる、百石中五十石、仁和寺へ可遣之由、法橋申て候し事、實紀州の仰、無左右事にては候へとん、寶塔柱繪書候はん事、近日よき程ニ罷成候へへ、九十月の寺用ニ宛候て、其餘分

候は、柱繪の用途成候はんと存候之處、先仁和寺へ被遣候はん

四四 宗全(性禪)書狀(年月日缺)

(端裏) 「進上 人々御中 性禪上」

松茸如員給了、返々神妙候、く、抑昨日被仰候八幡經衆事へ、此間可罷登候へへ、見參可奉申合候也、恐々謹言、

乃 刻 宗 全

四五 行慈書狀(貞應三?、九、廿九)

(端裏) 「深勝御房 行 慈」

足守米にても、福井米にても、運上して候はく、さして米七石いるへき事候に、かし給へく候、替米、樋口法橋沙汰に、可返進候也、此米は、私申請にて候はず、寺用お、指大事候によりて、令借用候へき也、定珍法師は參着して候にや、御返事申候き、これは依急用、もしや候

とて、申に候也、謹言、

九月廿九日

行 慈

深勝御房

四六 宗全書狀（貞應三？、九、晦）

○本帝

御寺之間事、猶^カ三位律師、委被申候へハ也、

其後連日可罷登之由、存候之處、近日指事等候之間、于今不參候、然而繪書候はん程に、相構可罷登候也、禪師御房見參も久せず候、又大納言殿の御許へも、いまた不參候也^{候へ}は、返々存外懈怠と覺候也、此間可參候へハ、止候了、恐々謹言、

九月晦日

宗 全

○禮幣

（切封）

深勝御房

宗 全

四七 行慈書狀（貞應三？、十、二）

御ふみ慥一加見候了、上野法橋之許へ委細に申て候ふみを、こひて御らむすへく候、故上人御房、爲高雄、度々流罪せられさせ給候しかとも、御本願にて候へは、くるしみともおほしめし候はさりき、行慈も院勘をかぶり候しも、なげきとも不存候き、皆以所存の旨にて候き、海中度々暴風難に相候し時、三寶諸天御加護候らむと存候しかは、一度もさわきをとりく心候はさりき、高雄事は、まことの心もなく、すれはせらると存て、沙汰せられ候は、即時に臆滅し候なんす、相構て、心永心廣て、大師を念しまいらさせさせ給へく候、大師御計お仰て、人にくゑふまれ、にくみいとはれさせ給て、おはしますへく候、追々^カ物の作料事、僧部御房へ申候、わざと使をたて候て、僧部御房へは申候、供僧の注文、便宜に付て給てんそと申候也、法橋許へ申て候文、委細に候、別々にはわつらはしく候、こひて御らむすへく候也、

十月二日

行 慈

深勝御房